

平成28年度

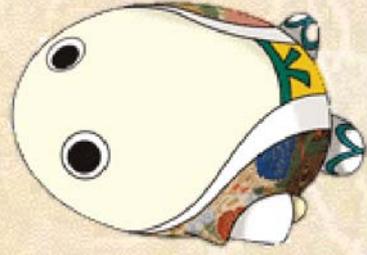
地方分権改革に関する提案募集

ヒアリング資料(重点番号21)

高等学校就学支援金に関する事務

平成28年7月15日

京 都 府



重点番号21: 地方公共団体が条例で定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の範囲を拡大するよう見直し(京都府)

地方公共団体が条例で定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の範囲を拡大するよう見直し

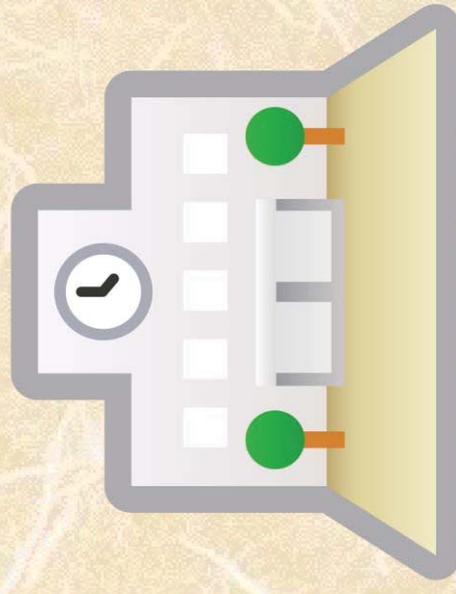
【高等学校等就学支援金の支給に関する事務に準ずる事務】

マイナンバー法に規定されている高等学校等就学支援金の支給に関する事務の上乗せ・横出しの事務を独自施策として実施

- ・あんしん修学支援事業(私立高等学校等授業料の減免)
- ・奨学のための給付金(低所得世帯に対する授業料以外の教育費の支給) など

申請時の添付書類

- ・課税証明書
- ・生活保護受給証明書 など



# 国及び京都府における私立高等学校の就学支援制度の概要

助成額の内訳・年額	
制度名	高等学校等就学支援制度 (国制度)  私立高等学校あんしん修学支援制度 (京都府独自制度)  あんしん修学支援 (授業料減免)  授業料全額減免 632,000円上限 (就学支援金を含み929,000円上限)
生活保護世帯	297,000円
年収250万円 未満程度	237,600円
年収250～350万円 未満程度	府内平均授業料まで 減免412,400円上限 (就学支援金を含み 650,000円上限)
年収350～500万円 未満程度	府内平均授業料まで 減免471,800円上限 (就学支援金を含み 650,000円上限)
年収500～590万円 未満程度	178,200円
年収590～910万円 未満程度	118,800円
年収910万円 以上	

世帯の  
年収の  
目安  
(保護者  
合算)

## 奨学のための給付金

### 対象者

- ・市町村民税所得割額の非課税世帯
- ・生活保護受給世帯

### 授業料以外の教育費が対象

- ・教科書代
- ・教材費
- ・修学旅行費 など

### 給付額

国公立、通信制、扶養されている子ども的人数等の世帯状況によって給付額は異なる

高校生1人あたりの支給額(年)

生活保護世帯※ 私立…52,600円  
国公立…32,300円

市町村民税非課税世帯 私立…67,200円(被扶養者1名の場合)  
国公立…59,500円(同上)

※生活保護世帯にあつては、生活保護費において別途扶助あり

## 特定個人情報保護委員会規則で定める情報連携の3要件

- 1 事務の趣旨・目的と法別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一
- 2 事務に類似性がある
- 3 情報提供者及び提供を求めらるる特定個人情報情報が法別表事務と同一の範囲内



当該事務において情報提供ネットワークにより、市町村から入手できる特定個人情報

- ・ 地方税関係情報
- ・ 住民票関係情報

生活保護関係情報は  
入手できない！！

## 支障事例

**市域の住民**は、生活保護受給証明書の添付が**必要**  
**町村域の住民**は、生活保護受給証明書の添付が**不要**  
(庁内から入手可能)

→ 市民と町村民で取扱に差異

- ・ 住民の負担軽減が図れない
- ・ 窓口で混乱が生じる可能性

## 提案内容

マイナンバー法別表第2の改正又は委員会規則の要件緩和により、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に準ずる事務において、住民の利便性向上の観点から、生活保護関係情報も情報連携の対象としていただきたい

## 件数(平成27年度)

あんしん修学支援事業 10,748件  
(生活保護世帯910件(うち市域884件))

## 奨学のための給付金

私立

3,494件  
(生活保護世帯661件(うち市域514件))

国公立

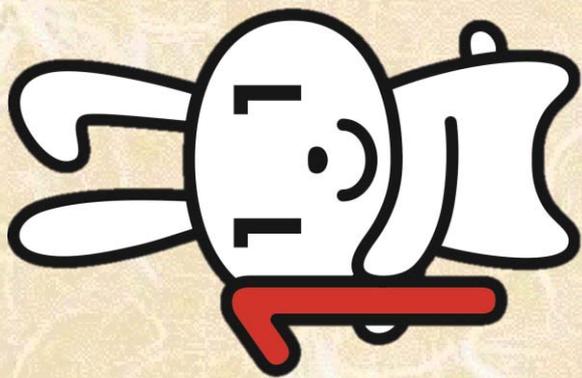
4,298件  
(生活保護世帯606件(うち市域581件))

## その他

法定事務(高等学校等就学支援金制度)においても、生活保護受給者にあつては、課税証明書に代わり、生活保護受給証明書を提出することでもよいとされており(文部科学省「高等学校等就学支援金事務処理要領」、本府においても同様の取扱を行っている。

## 情報連携の範囲 (提案が実現した場合)

生活保護関係情報	×	→	○
地方税関係情報	○	→	○



平成28年度

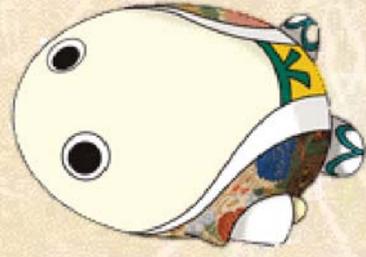
地方分権改革に関する提案募集

ヒアリング資料(重点番号21)

不妊治療費助成に関する事務

平成28年7月15日

京 都 府



重点番号21: 地方公共団体が条例で定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の範囲を拡大するよう見直し(京都府)

## 不妊治療費助成に関する事務

件数(平成27年度)  
約1,700件

→ このうち、約300件  
は申請書の記載不備  
又は添付書類の不足の  
ため再提出を依頼

申請時に、課税証明書を添付

各種諸控除欄も確認する  
必要

個人情報保護委員会が情  
報連携の対象事務に追加  
しても、使えない

しかし・・・

現在のデータ標準レイアウトにおいては、各種控除の情報  
は情報連携の対象とされていない

